

# 入札制度の改革について

平成 20 年 3 月 26 日

鹿児島県議会

## はじめに

本県議会においては、議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため、「政策立案推進検討委員会」を設置しておりますが、このたび同委員会から「入札制度の改革」について、公共工事に関し「県内建設業者の受注機会の確保」、「適正な工事等の確保」、「公平性、透明性の確保」を図るための取組を知事に求めるとともに、測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託等への同様の取組を求める申入れを行うよう報告がありました。

公共工事の入札においては、公平性、透明性、競争性の確保が重要であり、また、地域経済や雇用を支え、災害対応や地域づくりを担う建設業の貢献にも鑑み、競争性を確保しつつ地域性への配慮も必要であります。

本県においては、入札制度の改善等に鋭意努力されていることは承知しておりますが、議会として検討した結果、入札談合廃絶の社会的要請があること、低価格受注に伴う品質確保等の問題があること、建設業界は公共工事予算の縮減や供給過剰構造による厳しい経営環境にあること、県内建設業の育成のあり方が課題になっていることなどを考慮し、これらの課題等に早急に取り組む必要があり、公共工事や物品調達、業務委託等の入札制度の改革の推進を図るべきと判断しましたので、議会の総意として、申入れることにいたしました。

知事におかれては、この提言の趣旨を真摯に受け止めていただき、申入れ事項について、速やかに実施されるよう、強く要請します。

平成20年3月26日

鹿児島県議会  
議長 金子 万寿夫

# 「入札制度の改革」について

## I 現状と課題

### 1 現 状

我が国経済は、景気の拡大が緩やかに進んでいるが、地方においてはまだ回復の実感に乏しい状況にある。本県の財政状況も依然として厳しい状況が続いており、今後の公共工事の執行にあたっては、優先度により峻別と重点化を進め、県としても限られた財源を有効に執行していく必要がある。

また、入札談合については、予算のむだづかいであるという観点からも厳しい目が向けられており、その廃絶は社会全体の要請となっている。

特に、近年続発した国、地方公共団体の職員が談合に関与したいわゆる官製談合については、極めて厳しい批判を受けており、根絶に向けた取組が求められている。

一方、公共事業費の削減により、建設業界は供給過剰構造となっており、入札競争の激化により、全国的に低価格受注傾向にあり、建設業者の経営悪化、品質確保への支障、下請業者等への賃金のしわ寄せなどが懸念されている。

#### (1) 建設投資の大幅な減少

国の建設投資は、ピーク時の平成4年度に84兆円に達していたものが、平成19年度において約52兆円が見込まれ、ピーク時の約6割まで急激に減少している。

本県における公共事業予算は、ピーク時の平成10年度に約3,334億円に達していたが、平成19年度は約1,347億と4割まで減少し、県単公共事業は平成8年度のピーク時の839億円に対し、平成19年度は3割弱の約225億円になるなど大幅に減少している。

#### (2) 本県の建設業者数の推移

本県における建設業者数は、公共事業予算がピーク時の平成10年度が6,476者、予算が5割以下に減少した平成18年度が6,343者と大差はない状況である。

### 建設業者数の推移

年 度	建設業者数
平成10年度	6,476
平成16年度	6,680
平成17年度	6,498
平成18年度	6,343

(注) 上記の建設業者数は、建設業法の規定により都道府県知事又は国土交通大臣の許可を受けたものである。

### (3) 本県の公共工事における入札・契約制度等の状況

#### ア 入札・契約制度の最近の改正状況

- ・ 一般競争入札の対象金額の引下げ  
(平成16年4月：22億2千万円以上→10億円以上)
- ・ 公募型指名競争入札の対象金額の引下げ  
(平成16年4月：3億円以上→1億円以上)
- ・ 一般競争入札の対象金額の引下げ  
(平成19年4月：10億円以上→1億円以上)
- ・ 一般競争入札の対象金額の引下げ  
(平成20年1月：1億円以上→5千万円以上)

#### イ 入札・契約制度の透明性向上のための措置

- ・ 入札参加資格の格付結果の公表 (平成12年4月)
- ・ 入札経過・契約内容の公表及び発注見通しの公表 (公共工事適正化法対応 (平成13年4月))
- ・ 予定価格の事前公表, 入札監視委員会の設置, 入札・契約の苦情処理手続要領の制定 (平成14年4月)
- ・ 入札参加資格の格付基準の公表 (平成16年4月)
- ・ 入札参加資格審査に係る総合点数及び技術事項等評価点数などのすべての公表 (平成18年3月)

#### ウ 総合評価方式の取組状況等

##### (ア) 平成18年度の試行状況

- ・ 平成18年度は、1億円以上の工事の中から、橋梁上部工、海上工事、土木一式工事、各1件ずつ計3件の工事について総合評価方式 (簡易型) で試行されている。

- このうち橋梁上部工については、技術評価点が高かったことから、最低価格入札者以外の業者が落札している。

(イ) 平成19年度の取組状況

- 本年度は、これまで橋梁上部工，橋梁下部工，砂防ダム，畑地かんがい用貯水槽工事，海上工事の計5件の工事について実施されている。
- このうち，橋梁・下部工は施工上の工夫に関する技術提案を求める標準型となっている。

【参考】総合評価方式とは

「価格」のほかに、「価格以外の要素」（技術力）を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れた提案をしたものを落札者とする方式である。

工 電子入札の取組状況等

(ア) 平成19年度の取組状況

平成19年9月に試行を開始し、試行件数は平成20年2月末までに約200件となっている。

(イ) 電子入札導入スケジュール

	H15	H16	H17	H18	H19	H20以降
基本構想	→→					
システム基本設計		→→	→→			
詳細設計・模擬入札				→→		
試行・段階的導入					→→	
本格運用						→→→

【参考】電子入札とは

電子入札は、公共事業支援統合情報システム、いわゆるCALS/EC（キヤルス/イーシー）の一環として、業務の効率化、コストの縮減、発注に当たっての透明性の向上などを目的として実施するものである。

才 落札率の推移

予定価格1億円以上の工事

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19上半期
落札率(%)	98.2	96.7	95.2	94.7	91.4	92.9

予定価格250万円以上の全工事

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19上半期
落札率(%)	97.7	96.4	95.7	95.5	94.7	94.5

## 2 当面の課題

### (1) 透明性の確保

入札談合を防止するなど、公共工事の入札制度の適正な運用を図るためには、発注者側の有する入札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めることが重要であり、入札事務の電子化やインターネットにより情報公開に努める必要がある。

### (2) 公正な競争の推進

公共工事の入札をめぐる談合は、県民の信頼を著しく損ねるものであることにかんがみ、入札談合等の違法行為を一掃し、競争性の確保を図っていく必要がある。

### (3) 品質の確保

公共工事の品質確保は、良質な社会資本整備を通じ、豊かな国民生活の実現、安全の確保等に寄与するものである。

過度の低価格受注等により、公共工事の品質の低下を招くことがないよう公共工事の品質の確保を図る仕組みを構築する必要がある。

### (4) 適正な履行の確保

公共工事の適正な履行、品質の確保を図るためには、施工段階において的確な監督・検査を重点的に行う必要があることから、監督、検査にあたる職員の新たな技術に対応する能力を養成するなど資質の向上を図る必要がある。

### (5) 県内建設業者の育成

地域経済の活性化に寄与し、災害時の緊急出動など地域貢献に大きな役割を果たす建設業の重要性を考慮し、技術と経営に優れた県内建設業者の育成を図っていく必要がある。

## Ⅱ 申入れ事項

### 1 県内建設業者の受注機会の確保

地域の経済と雇用を支え、災害への迅速な対応など地域貢献に大きな役割を果たす建設業の重要性を考慮し、技術と経営に優れた県内建設業者の育成を図っていく観点から、地域内建設業者や県内建設業者が受注機会を確保できるシステムを確立すること。

### 2 適正な工事等の確保

公共工事の品質の低下や低価格入札による下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止する観点から、次の取組を行うこと。

#### (1) 総合評価方式の導入

現在、試行的に取り組んでいる総合評価方式の本格的な導入を図ること。

導入に当たっては、様々な要素を公平に反映できるような改善を図ること。

#### (2) 適正な工事の監督等

公共工事の品質及び適正な工事の履行を確保し、下請業者等の労働条件の確保がなされるよう関係法令の遵守について、効果的な指導・監督に努めること。

#### (3) 低価格入札対策の見直し

適正価格で落札できる仕組みを検討すること。

(最低制限価格の見直しや監督強化基準価格の導入など)

### 3 公平性、透明性の確保

公平性、透明性の確保を図る観点から、次の取組を行うこと。

#### (1) 電子入札の拡大

公平性、透明性の確保に加え行政事務の効率化を図る観点から、電子入札の適用を拡大すること。

また、実施に当たっては、電子入札に必要なブロードバンドの普及拡大など条件整備について配慮すること。

(2) 入札監視委員会の機能強化

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保と公正な競争を更に促進するため、入札監視委員会の機能強化を図ること。

以上、公共工事について述べてきたが、測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託などについても、改善が可能で効果が生じるものについては同様の検討をされたい。